

コンゴ民主共和国：強制結婚及び一夫多妻制の実情；そこから逃れた女性に対する効果的保護に関する情報

「コンゴ民主共和国における強制結婚及び一夫多妻制の実情とそこから逃れた女性に対する効果的保護」に関する調査依頼に対し、難民研究フォーラムが規定の時間的制約の中で調査したところ、関連しうる情報として以下の情報が見つかりました。

1. コンゴ民主共和国における強制結婚及び一夫多妻制の状況.....	1
(1) 法制度、国家による取組み.....	1
(2) 強制結婚の実情.....	3
(3) 一夫多妻制の実情.....	7
2. 強制結婚等の被害女性の保護／支援.....	8
(1) 家族やコミュニティによる保護／支援.....	8
(2) 政府による保護／支援.....	9
3. 保護／支援を受けられない女性の状況.....	10
参照：.....	11

1. コンゴ民主共和国における強制結婚及び一夫多妻制の状況

(1) 法制度、国家による取組み

ア [欧州連合難民機関 \(EUAA\) 「COI クエリー \[Q17-2024\] コンゴ民主共和国：強制結婚 \(Kintwidi の慣習を含む\)；国家保護；支援サービス」 \(2024年2月19日\)](#)

2. 法令

家族法に関する 1987年8月1日法律第 87/010 号を改正した 2016年7月15日法律第 16/008 号は、次 [非公式訳] のとおり規定している。

「334 条 すべての者が、自らの選んだ異性と結婚し、家庭を築く権利を有す。

336 条 父、母又は後見人以外の者が、本人の意思に反して結婚を強要した場合、またはすべての法的な条件を満たす結婚の成立を悪意を持って妨げた場合、1ヶ月乃至3ヶ月の禁錮刑及び15万コンゴフラン [約51ユーロ] 乃至60万コンゴフラン [約203ユーロ] の罰金、またはこれらの罰則のいずれか一つにより処罰される。

ただし、父母、後見人、または本人に対する法的権限を行使する者による当該者への強制があった場合、後者はこの問題を家族会議に付託することができ、家族会議は裁定を下す。不合意の場合、事件は平和裁判所に付託される。[…]

351 条 婚姻は、配偶者となる各人が個人的に同意しなければならない。

ただし、当該の婚姻が家庭内でまたは市民登録官の面前で祝われるか否かに関わらず、正当な理由がある場合、平和裁判所判事による認証によって代理人を立てることができる。

352 条 18 歳未満の男女は、婚姻を締結することが許されない。

357 条 子どもは、たとえ自由であっても、婚姻を締結することが許されない。」

[注 18]

家族法に関する法律第 87/010 号は、婚姻に関する次の条項 [非公式訳] を制定した。

「402 条 婚姻が、理由の如何を問わず、夫婦の一方の同意なく締結された場合、その婚姻は無効とされなければならない。

この訴訟は、配偶者本人、利害関係を有する者および検察官によって、配偶者双方の存命中に提起することができる。

403 条 暴力にさらされて婚姻を締結した者は、その無効を申請することができる。婚姻は、当該暴力が終止してから 6 カ月が経過した場合、および、いかなる場合でも、婚姻の成立から 2 年が経過した場合、もはや争うことができない。

404 条 より厳しい刑事規定に反することなく、暴力によって人に婚姻の同意を強制した者及びそのような婚姻の証人は、第 336 条に規定する刑罰に処せられる。このような事情を知りながら、または知るべきでありながら、そのような婚姻を祝いまたは登録した市民登録官もまた、第 395 条第 1 項に規定する処罰の対象となる。」 [注 19]

米国国務省は、当局が児童婚を禁止する法律を執行することはほとんどないと指摘した [注 20]。同情報源は、強制結婚を糾弾するための通報手続きや主体について、法律は明確になっていないと付け加えた [注 21]。

※ 脚注の詳細は、原文をご覧ください。

イ 国連女性差別撤廃委員会 (CEDAW) 「[コンゴ民主共和国第 8 回政府報告に関する総括所見](#)」 (2019 年 8 月 6 日)

婚姻と家族関係

52. 委員会は、家族法の改正、特に配偶者の平等を規定し、特に妻の法的能力、本籍地の選択、姦通に係る妻に対する差別を撤廃する観点から行われた法改正を歓迎する。改正家族法が、現在、一夫多妻制と児童婚を禁止し、男女ともに婚姻適齢を 18 歳と定めていること、同法第 407 条により、児童婚に関与した成人に対する罰則が規定されていることに留意する。また、2017 年から 2021 年までの児童婚をなくすための国家行動計画を歓迎する。しかし、当委員会は、次のことを懸念している。

- (a) 改正家族法には、夫を世帯主とする差別規定（第444条）が残っていること
- (b) 児童婚が、特に農村部で根強く残っており、また、法第407条にもかかわらず、児童婚の斡旋に関与した者や児童と結婚した者が訴追又は制裁を受けることがないこと
- (c) 改正法（第361条～367条、426条）においても、持参金が義務付けられており、持参金の手続きがなされない限り婚姻届を提出することができないこと
- (d) 一夫多妻制が、法律で禁止されているにもかかわらず、多くの地域で依然として普及しており、また、レビレート婚の慣行もまだ一般的であること
- (e) 土地やその他の財産の相続から女性や少女を排除する差別的慣習が根強く残っているため、寡婦を含む女性は平等に相続を受けることができないこと

53. 当委員会は、婚姻および家族関係の平等に関する一般勧告第21号（1994年）および婚姻、家族関係およびその解消の経済的結果に関する一般勧告第29号（2013年）を想起し、締約国に対し、次の勧告をする。

- (a) 夫が世帯主であるという規定を含む、改正家族法に残る差別的な規定を撤廃し、特に農村部や先住民族のコミュニティーの女性、伝統的な首長や父母を対象に、改正家族法を普及させるための啓発キャンペーンを実施すること
- (b) 婚姻届を持参金の提供を条件とする法規定を撤廃し、持参金の要求や授受を違法とすること
- (c) 2017年から2021年までの児童婚をなくすための国家行動計画を、すべての州で確実に実施するための運営計画の翻訳を加速させ、その実施のために十分な財源を動員し、伝統的な首長、聖職者及び父母に行動計画と新しい婚姻適齢齢について啓発し、女性やその代表組織と協力し、関連する国連機関と協力すること
- (d) 児童婚の斡旋に関与する者または児童と結婚した成人を訴追し、制裁を科すこと
- (e) 女性とその代表組織および関連する国際連合機関と緊密に協力して、一夫多妻制やレビレート婚などの差別的慣習を撤廃することの重要性について、伝統的指導者をさらに啓発すること
- (f) 女性の相続権と土地所有権を阻害する伝統的慣習を撤廃し、女性と少女が男女平等に相続権を行使できるようにするための努力を強化すること

(2) 強制結婚の実情

ア [カナダ移民難民委員会（IRBC）「女性と少女を含む早期婚または強制結婚の蔓延状況、関連する法令、およびそうした結婚を拒否する能力、国家による保護と支援サービス（2019～2021年3月）」（2021年4月1日）](#)

1.2 強制結婚の広がり

UNHCR 及び INTERSOS [注 2] は、コンゴ民主共和国の特定地域について、毎月、プロテクション・モニタリング報告を発行しており、次のような強制結婚に関する統計を提供している。

- イトゥリ州
 - 2020年6月、強制結婚1件（UNHCR 及び INTERSOS、2020年7月13日、1）
 - 2020年9月、強制結婚10件（UNHCR 及び INTERSOS、2020年10月14日、2）
 - 2020年10月、強制結婚7件（UNHCR 及び INTERSOS、2020年11月17日、2）
- 北キブ州
 - 2020年10月、強制結婚1件（UNHCR 及び INTERSOS、2020年10月31日、9）
 - 2020年12月、強制結婚1件（UNHCR 及び INTERSOS、2021年1月27日、8）
 - 2021年1月、強制結婚なし（UNHCR 及び INTERSOS、2021年2月23日、8）
- 南キブ州及びマニエマ州
 - 2020年7月、強制結婚5件（UNHCR 及び INTERSOS、2020年8月20日、82）
 - 2020年9月、強制結婚3件（UNHCR 及び INTERSOS、2020年10月23日、2）
 - 2020年12月、強制結婚3件（UNHCR 及び INTERSOS、2020年12月18日、2）
- タンガニカ州及び上カタンガ州
 - 2020年1月、強制結婚3件（UNHCR 及び INTERSOS、2020年1月31日、6）
 - 2020年10月、強制結婚18件（UNHCR 及び INTERSOS、2020年12月8日、8）
 - 2020年12月、強制結婚2件（UNHCR 及び INTERSOS、2021年1月21日、12）

コンゴ民主共和国の女性と子どもの権利団体である「社会進歩のために行動する女性団 [Women in Action for Social Progress / Femmes en action pour le progrès social (FAPROS)]」のプログラム・マネージャーである Dieudonné Lwaboshi Manegabe は、本調査部門とのやり取りの中で、「成人女性の（強制結婚の）割合はずっと低い。（成人女性が）強制結婚をさせられることはほとんどない」（Lwaboshi Manegabe、2021年3月6日）と述べている。コンゴ民主共和国における成人の強制結婚の統

計的蔓延率に関する情報は、本回答の時間的制約の中で、調査総局が参照した情報源の中で見つけることができなかった。

1.4 強制結婚の理由

コンゴ民主共和国に関する専門家グループは、国連安全保障理事会議長宛ての2020年6月2日付け書簡の中で、2019年1月から2020年2月にかけて、強制結婚を含む「広範な」性的暴力が武装戦闘員によって行われたと報告した、特にマシシ〔Masisi〕領とルツフル〔Rutshuru〕領におけるコンゴ・レノヴェのヌドゥマ防衛（Nduma Defence of Congo-Rénové/Nduma défense du Congo-Rénové、NDC-R）および変革運動／人民防衛軍（Collectif des mouvements pour le changement/Forces de défense du peuple、CMC/FDP）の武装戦闘員によって、強制結婚を含む「広範な」性的暴力が行われた（国連、2020年6月2日、パラ114-115）。…

ゴマにおける早期婚と強制結婚について執筆したことのあるロンドン大学経済政治学院（LSE）の弁護士兼研究者であるバウマ・バルメ・ジョンソンは〔Balume Johnson〕、本調査部門とのやり取りの中で（バルメ・ジョンソン、2020年10月9日）、父母は経済的な理由から自分らの選んだ男性と成人の娘を強制的に結婚させることができると説明した（バルメ・ジョンソン、2021年3月9日）。イトウリで女性と子どもの権利の擁護と促進に取り組むNGOである「統合された平和と開発のための女性の連帯（Solidarité féminine pour la paix et le développement intégral、SOFEPADI）のコーディネーターは、本調査部門とのやり取りの中で（SOFEPADI、日付不詳）、成人女性の強制結婚は「家族の経済的利益」〔翻訳〕によって動機づけられることがあると報告した（コーディネーター、2021年3月11日）。

…

イ [欧州連合難民機関（EUAA）「COI クエリー \[Q17-2024\] コンゴ民主共和国：強制結婚（Kintwidi の慣習を含む）；国家保護；支援サービス」（2024年2月19日）](#)

1. 強制結婚の広がり

…

カナダ移民難民委員会（IRB）は、コンゴ民主共和国の女性の権利を促進するNGO「社会進歩のために行動する女性たち（FAPROS、Femmes en action pour le progrès social）」の代表者の言葉を引用し、次の通り指摘している、「成人女性の間では、（強制結婚の）比率は非常に低い。（成人女性が）強制結婚をさせられることはほとんどない」〔注1〕。米国国務省（USDOS）が発表した2022年を対象とする人権報告書は、未成年者の児童婚が社会的に容認されていると指摘している〔注2〕。米国国務省によれば、未成年の少女と結婚することは、親が「持参金を集めるため、あるいは息子らのための持参金を調達するため」の戦略と考えられている〔注3〕。

…

グローバル・プレス・ジャーナル誌が2020年7月に発表した記事は、北キブ州では強制結婚を禁止する法律が認知されておらず、強制結婚が「一般的」と述べていた [注5]。

※ 脚注の詳細は、原文をご覧ください。

ウ 国連女性差別撤廃委員会 (CEDAW) [「コンゴ民主共和国第8回政府報告に関する総括所見」](#) (2019年8月6日)

32. …委員会は、さらに次のことを懸念している。

…

(c) 女子の中等教育レベルの就学率は、治安、強制結婚および妊娠を理由に、依然として低いこと

…

① キントウィディの慣習

ア 欧州連合難民機関 (EUAA) [「COI クエリー \[Q17-2024\] コンゴ民主共和国：強制結婚 \(Kintwidi の慣習を含む\) ; ほか」](#) (2024年2月19日)

1.1. キントウィディ [Kintwidi] の慣習

キントウィディ [Kintuidi、Kinzud、Kitshul、Kintshui、Kinsudi、Kitiuli とも表記される] の慣習 [非公式訳] は、クウィル [Kwilu] 県に多く存在する [注7] 母系制をとるヤンシ族 [Yansi] と呼ばれる民族集団における [注6] 「母系に関わる婚姻関係に関するもの」 [注8] である。情報源によれば、この慣習は、ムバラ族 [Mbala] [注9] とムブン族 [Mbun] [注10] の民族集団でも行われている。この慣習は、ヤンシ族の少女や女性が母方の叔父と結婚しなければならないというものであるが、叔父が高齢である場合は、「配偶者の権利を息子や甥に譲る」こともできる [注11]。オンライン新聞『ル・コティディアン』が2023年6月に掲載した記事によると、キントウィディの慣習は、「いところ同士、叔父と姪、祖父と孫娘、あるいは年長の娘と一族の権力者との間の強制結婚」であるという [注12]。この慣習は迷信的 [注13] で神秘的 [注14] な性格を持っている。

…

3. 強制結婚を拒否する可能性

…

コンゴ民主共和国を拠点とするニュースソース『ヘシマ・マガジン [Heshima Magazine]』は、「キントウディ」でない相手と結婚したい少女は、2倍の持参金を支払う必要があると指摘した [注22]。コンゴ民主共和国を拠点とする別のニュー

ソース『Actualité en bref』は、AJBD 代表の発言を引用し、「(キントウディに) まつわる信仰が、それに神秘的な性格を与え、結果として生じうる損害への恐れから、被害者を無力と諦めの状況に追いやっている」と指摘した(非公式訳) [注 23]。
...

※ 脚注の詳細は、原文をご覧ください。

(3) 一夫多妻制の実情

ア オープン・ドアーズ・インターナショナル (ODI) [「ワールド・ウォッチ・リサーチ コンゴ民主共和国：国別ファイル」](#) (2024年2月)

米国を拠点におき、世界中で迫害されるキリスト教徒を支援する非政府組織「オープン・ドアーズ・インターナショナル (ODI) は、コンゴ民主共和国を理解するための主要事項と題するセクションにおいて、次のように記載している。

ジェンダーの観点

コンゴ民主共和国の法的枠組みは、女性と少女に対していくつかの点で制限的であり、特に、結婚に関する多くの有害な慣行が依然として蔓延している。それら〔有害な慣行〕には、児童婚、一夫多妻制、レビレート婚などが含まれる。ACHPR〔人権と民族の権利に関するアフリカ委員会〕の報告書(2015年)で強調されているように、男性は権力誇示のために一夫多妻を行うよう圧力をかけられることが多い。婚姻適齢が18歳(法律2016年8号、第352条、2016年)と規定されているにもかかわらず、児童婚は多く、女子の37%、男子の6%が18歳までに結婚している(Girls Not Brides DRC)。性的暴力やレイプは違法とされているが、ドメスティックバイオレンスに対処する法令は不十分である。離婚や子どもの後見に関しては男女同等の権利があるが、離婚の場合、女性は結婚時に受け取った持参金を返済しなければならない(1987年家族法)。

イ 国連児童基金(ユニセフ) [「コンゴ民主共和国；MICS-Palu 2018；最終報告書」](#) (2019年12月)

国連児童基金(ユニセフ)の2019年12月の報告は、コンゴ民主共和国は15歳から49歳までの女性に関する年齢別・地域別の一夫多妻制の割合のデータを提供している。

表 PR.4.1W：若年婚と一夫多妻制(女性) 別添1

表 PR.4.1.1W：若年婚と一夫多妻制(女性) 別添2

ウ 欧州難民支援機関(EASO) [「COIクエリー \[Q32-2019\] コンゴ民主共和国：キンシャサで男性の支援を受けられない女性の状況」](#) (2019年12月5日) <ecoi収録>

1.3 コンゴ民主共和国における寡婦の状況

慣習により、特に農村部においては、相続が男性の仲裁で行われるため、土地の所有権や相続権に関して女性は不利な立場に置かれている [注 22]。寡婦は、特に婚姻届が提出されていない場合や一夫多妻制の場合、二人目の妻は権利を有さないため、相続の主張で困難に直面する [注 23]。

注 22 CEDAW, Elimination of Discrimination against Women: Concluding observations on the eighth periodic report of the Democratic Republic of the Congo, 22 July 2019, url.

注 23 Davis, L. 'et al.', Democratic Republic of Congo – DRC: Gender Country Profile 2014, The Swedish Embassy in Kinshasa, 2014, url, p. 31.

2. 強制結婚等の被害女性の保護／支援

(1) 家族やコミュニティによる保護／支援

ア [カナダ移民難民委員会 \(IRBC\) 「女性と少女を含む早期婚または強制結婚の蔓延状況、関連する法令、およびそうした結婚を拒否する能力、国家による保護と支援サービス \(2019～2021年3月\)」 \(2021年4月1日\)](#)

1.5 拒否する能力、拒否による結末

…コンゴ民主共和国の「女性と少女に対する貧困・暴力・不公正」に取り組む NGO 「女性人権活動家の連帯 (Solidarité des femmes activistes pour la défense des droits humains, SOFAD) の事務局長は、本調査部門とのやり取りの中で、それ以上の詳細を提供することなく、結婚を拒否した場合、「それぞれの社会のルールに基づいた罰則があり、罰則は道徳的なものであったり、身体的なものであったりする」 (事務局長、2021年2月26日) と指摘している (事務局長 2021年2月26日)。同様に、ルワボシ・マネガベ [Lwaboshi Manegabe] は、少女が早期婚を拒否した場合、「両親から残酷な言葉をかけられたり、家族から排除されたりする危険がある」と報告している (ルワボシ・マネガベ、2021年3月6日)。SOFEPADI のコーディネーターは、早期婚を拒否すると、家族から拒絶されたり、家族から絶縁されたりする可能性があることを説明し、さらに、恣意的に逮捕される可能性についても言及した (コーディネーター、2021年3月11日)。同情報源によると、[翻訳] 「家族によって呪いをかけられる人びとがいる」一方で、「新たな場所に移つる人びとや、自殺する人びともいる」 (コーディネーター 2021年3月11日)。

2.1 法律の執行

複数の情報源によれば、早期結婚 (W4、2019年9月17日；バルメ・ジョンソン、2021年3月9日) や強制結婚 (事務局長、2021年3月2日；バルメ・ジョンソン、2021年3月9日) に関する法律の条項は、実際には必ずしも運用されていない (事務局長、2021年3月2日；バルメ・ジョンソン；W4、2019年9月17日)。

グローバル・プレス・ジャーナル [Global Press Journal] によれば、例えば北キヴ州では、強制結婚に関する法律について住民は認識していない (グローバル・プレス・ジャーナル、2020年7月19日)。同様に、ルワボシ・マネガベ [Lwaboshi Manegabe] は、ルジジ平野の「特定の」地域では早期婚を取締る法律が執行されていないと指摘している (ルワボシ・マネガベ、2021年3月6日)。複数の情報源によれば、強制結婚のほとんどの事案は家族レベルで「平和的に」解決される (ルワボシ・マネガベ、2021年3月6日；コーディネーター、2021年3月11日)。ルワボシ・マネガベは、強制結婚の被害者は両親との間に問題が生じることを恐れて検察に告訴することを嫌がり、「街や近隣住民の長」[翻訳]に連絡することに限定されると付け加えた (ルワボシ・マネガベ、2021年3月6日)。SOFEPADIのコーディネーターは、「非常に多くの場合、被害者は法的手続きを取る経済的手段を持っていない」と指摘している (コーディネーター、2021年3月11日)。女性と少女に力を与えるプロジェクトに特化したクラウドファンディング・プラットフォームである「Women's WorldWide Web (W4)」[注3]とのインタビュー (W4、日付不詳)で、Women for Equal Chances-Congo (WEC-Congo) [注4]の代表は、法の執行を担当するコンゴ当局は早期婚の加害者を訴追していないと報告した (W4、2019年9月17日)。…

イ 欧州難民支援機関 (EASO) [「COIクエリー \[Q32-2019\] コンゴ民主共和国：キンシャサで男性の支援を受けられない女性の状況」](#) (2019年12月5日) <ecoi収録>

1.2 コンゴ民主共和国で男性の支援を受けられない女性の状況

…

HIV陽性の女性は、「夫や家族、友人から追い払われ、魔女として非難され、収入を奪われる」[注21]。

注21 Cordaid, HIV in Kinshasa: “We, the Patients, had to find solutions ourselves,” 9 July 2018, url.

(2) 政府による保護／支援

ア カナダ移民難民委員会 (IRBC) [「女性と少女を含む早期婚または強制結婚の蔓延状況、関連する法令、およびそうした結婚を拒否する能力、国家による保護と支援サービス \(2019～2021年3月\)」](#) (2021年4月1日)

3.1 国家保護

情報源によれば、2020年夏、コンゴ政府はジェンダーに基づく暴力に対抗する国家戦略 (Stratégie nationale de lutte contre les violences basées sur le genre、SNVBG) の改訂版を採択した (RDC News Live、2020年8月27日；国連、2020年9月1

日)。この戦略は、早期婚（ACP、2020年6月8日）や強制結婚（RDC News Live、2020年8月27日）を含む、さまざまなタイプのジェンダーに基づく暴力に関するものである。更新版のSNVBGの内容について、本回答の時間的制約の中で調査部門が参照した情報源の中からは見つけることができなかった。

2009年に採択されたSNVBGの旧版に関して、国連人口基金（UNPF）のコンゴ代表が国際人口科学研究連合（IUSSP）の2017年大会で発表した論文（IUSSP、日付不詳）は、[翻訳]2009年に実施され、国際的なドナー機関の支援を受けたSNVBGは早期婚にほとんど注意を払っていなかったと指摘し、（SNVBG実施のための）利害関係者の数と児童婚の蔓延率との間にはほとんど相関関係がなかった…と報告している。実際、ジェンダーに基づく暴力に対する擁護者が集中している地域では、児童婚の蔓延率が高い（Banza Nsungu Bakwate ほか、2017年、4）。

同情報源によれば、2016年7月から10月にかけて、ジェンダー・家族・子ども省（ministère du Genre, Famille et Enfant）は、『『早期結婚にレッドカード（Carton rouge au mariage précoce）』と題する全国キャンペーンを実施し、早期婚への取組みに政治・行政当局を関与させることに貢献し、次のような成果を得たという。

- 早期婚の抑止活動に従事する男性のために11のネットワークが設立された。ネットワークは、教師、近隣住民の長、宗教的権威など、コミュニティ内で影響力のある人物で構成されている。キャンペーンは、カタンガ州、南キブ州、マイ＝ドンベ州、キンシャサ州の各州で実施された。
- 早期婚に対する意識を高めるためのアウトリーチ担当者として550人が訓練され、そのうち220人がコミュニティ内での啓発活動に従事した。
- 1万3,403人が感化され、11万4,133人がソーシャルメディアを通じてつながった。（Banza Nsungu Bakwate ほか、2017年、2-3）

3. 保護／支援を受けられない女性の状況

ア [欧州連合難民機関（EUAA）「COIクエリー \[Q17-2024\] コンゴ民主共和国：強制結婚（Kintwidiの慣習を含む）；国家保護；支援サービス」（2024年2月19日）](#)

5. 支援サービスの利用可能性

…

カナダ移民難民委員会は、SOFAD事務局長の言葉を引用し、強制結婚の被害者への支援サービスは、全国で「恐るおそる」利用可能であった」と指摘している[注27]。

イ [欧州難民支援機関（EASO）「COIクエリー \[Q32-2019\] コンゴ民主共和国：キンシャサで男性の支援を受けられない女性の状況」（2019年12月5日）<ecoi収録>](#)

1.4 キンシャサで男性の支援を受けられない女性の状況

コンゴ民主共和国の首都キンシャサは、推定人口 1,300 万人近くを擁するアフリカ最大級の都市ある [注 25]。2007 年と 2010 年のデータによると、キンシャサの女性は、他の地域に比べて高い福祉を受けている [注 26]。

スイス連邦移民局 (SEM) の報告書によると、キンシャサの文脈における単身女性とは、子どもの有無にかかわらず、男性パートナーなしで自活している成人女性を指す [注 27]。同報告書によれば、単身女性のなかには、「生活条件を改善し、経済的自立を確保しようとするために、組織化し、何らかの支援を見つけること」ができる者もいる [注 28]。

キンシャサのストリートチルドレンには男女差が見られる。少女は、家族から棄てられて路上生活（性労働を伴うことが多い）をしている傾向が強く、また、より酷い汚名を着せられやすく、このことが家族との再統合をより難しくしている [注 29]。家族などのつながりから経済的支援を得られない少女と若い女性は、単身で首都に移住してきたことや、孤児になったり、父母や家族に拒絶されていることを理由に、あるいは父母に家計負担を期待される場合に、売春や商業セックスに従事することが多いことが、キンシャサで実施された調査で明らかになった [注 30]。

注 25 Demographia, Demographia World Urban Areas (Built Up Urban Areas or World Agglomerations), 15th Annual Edition, April 2019, url.

注 26 Nanivazo, M., Mahrt, K. Spatial and temporal analyses of women's wellbeing in the Democratic Republic of the Congo, WIDER Working Paper 2015/059, United National University, World Institute for Development Economics Research, August 2015, url, P.12.

注 27 SEM, Focus RD Congo; Situation des femmes seules à Kinshasa [Situation of single women in Kinshasa], 15 January 2016, url, p. 16.

注 28 SEM, Focus RD Congo; Situation des femmes seules à Kinshasa [Situation of single women in Kinshasa], 15 January 2016, url, p. 4.

注 29 Davis, L., 'et al.', Democratic Republic of Congo – DRC: Gender Country Profile 2014, The Swedish Embassy in Kinshasa, 2014, url, p. 34.

注 30 McLeanHilker, L., Modi, A. T., Empowerment' of adolescent girls and young women in Kinshasa: research about girls, by girls, in: Gender and Development, vol. 24, nr 3, pp. 475-491, 2016, url.

参照：

欧州連合難民機関 (EUAA) / 欧州難民支援機関 (EASO) 「COI Query, Forced marriage, including the Kintwidi practice; prevalence; legislation; possibility to refuse such a marriage; state protection; and support services (COI クエリー [Q17-2024] コンゴ民主共和国：強制結婚 (Kintwidi の慣習を含む) ; ほか)」(2024年2月19日)、

URL :

https://coi.euaa.europa.eu/administration/easo/PLib/2024_02_EUAA_COI_Query_Response_Q17_Democratic_Republic_of_Congo_Forced_Marriage_Kintwidi.pdf

_____ . 「COI Query, Information on the situation of women without a male support network in Kinshasa (2017-2019) (COI クエリー [Q32-2019] コンゴ民主共和国：キンシャサで男性の支援を受けられない女性の状況)」(2019年12月5日)、URL : https://www.ecoi.net/en/file/local/2021140/2019_11_DRC_Query_Women_without_Network_Q32.pdf

オープン・ドアーズ・インターナショナル (ODI) 「World Watch Research, Democratic Republic of Congo: Full Country Dossier (ワールド・ウォッチ・リサーチ コンゴ民主共和国：国別ファイル)」(2024年2月)、URL : https://www.opendoors.org/persecution/reports/DRC-Full_Country_Dossier-ODI-2024.pdf

カナダ移民難民委員会 (IRBC) 「Response to Information Request [COD200506.FE], Democratic Republic of the Congo: Early or forced marriages, including among women and girls; prevalence, related legislation, and the ability to refuse such a marriage; state protection and support services (2019–March 2021) (情報請求回答 [[COD200506.FE] 女性と少女を含む早期婚または強制結婚の蔓延状況、関連する法令、およびそうした結婚を拒否する能力、国家による保護と支援サービス (2019～2021年3月))」(2021年4月1日)、URL : <https://irbc-cisr.gc.ca/en/country-information/rir/Pages/index.aspx?doc=458327>

_____ . 「Response to Information Request [COD200507.FE] Democratic Republic of the Congo: Domestic and sexual violence, including treatment of survivors; legislation; state protection and support services (2019–March 2021) (情報請求回答 [[COD200507.FE] コンゴ民主共和国：ドメスティックバイオレンスと性的暴力 (生存者の処遇を含む)；法律；国家による保護と支援サービス (2019年～2021年3月))」

国連児童基金 (ユニセフ/UNICEF) 「République Démocratique du Congo; MICS-Palu 2018; Rapport Final (コンゴ民主共和国；MICS-Palu 2018；最終報告書)」(2019年12月)、URL : https://www.ecoi.net/en/file/local/2103723/Congo%2C+Democratic+Republic+of+the%2C+2017-18+MICS+SFR_French.pdf

国連女性差別撤廃委員会 (CEDAW) 「Concluding observations on the eighth periodic report of the Democratic Republic of the Congo (コンゴ民主共和国第8回政府報告に関する総括所見)」(2019年8月6日)、URL : tbinternet.ohchr.org/_layouts/15/treatybodyexternal/Download.aspx?symbolno=CEDAW%2fC%2fCOD%2fCO%2f8&Lang=en

スイス連邦移民局 (SEM) 「Focus RD Congo; Situation des femmes seules à Kinshasa (コンゴ民主共和国フォーカス：キンシャサの単身女性の状況)」(2016年1月15

日)、URL :

<https://www.sem.admin.ch/dam/sem/fr/data/internationales/herkunftslander/afrika/cod/COD-alleinst-frauen-f.pdf.download.pdf/COD-alleinst-frauen-f.pdf>

フランス難民・無国籍庇護局 (OFPRA) 「RDC : L'autorité coutumière et le mariage chez les Banyabwisha (コンゴ民主共和国 : バニャブウィシヤの慣習的権威と結婚)」
(2021 年 8 月 25 日)、URL :

https://www.ofpra.gouv.fr/libraries/pdf.js/web/viewer.html?file=/sites/default/files/ofpra_flora/2108_cod_banyabwisha_153042_web.pdf